

気象警報発表時の措置について

海南市立下津幼稚園・小学校

1 「警報」とは

すべての気象警報を意味する。発表対象場所は、和歌山県海南市（平成22年5月より市町村別発表となっています。海南市の防災無線放送、地デジデータ放送等で確認できます。）の情報とします。

2 「警報発表時」、児童（園児）が在宅時の対応

(1) 登校（園）前に警報が発表されていたら、保護者の管理下で自宅待機とします。また、地震（震度5弱以上）、津波、火災等が発生し、危険が予測される場合も、一時登校（園）を見合わせてください。

ただし、「波浪（高潮）警報」「暴風警報（海上）」だけの発表時については、安全を確かめて気をつけて登校させてください。

(2) **午前6時00分までに警報が解除された時は、平常通りの授業を行います。**

午前6時00分から午前9時30分までに警報が解除された時は、午前中の授業を行いますので、登校班長と相談をし、安全を確かめて集団登校させてください。（原則、給食はありません。）

午前9時30分から午前11時まで警報が解除された時は、家庭で昼食を済ませて、午後12時30分までに集団登校させてください。午後の授業を行います。（集団登校せず、家庭で対応する場合は、登校班長に連絡してください。）

※午前11時まで警報が解除された場合の対応は、連絡メール「すぐーる」（登録されていない方は電話）で連絡します。

※幼稚園の対応も小学校に準じます。

(3) 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は、その日は臨時休校（園）とします。

3 警報は発表されていないが、危険な状態と判断された場合の対応について

(1) 学校が判断した場合は、連絡メール「すぐーる」にて連絡します。

(2) 保護者の方が危険と判断した場合は、保護者の管理下で児童（園児）を自宅待機させ、学校に連絡をしてください。

4 児童（園児）が在校（園）している場合の下校（降園）及び連絡等について

(1) 原則として、授業（保育）中に警報が発表された場合は、保護者の方への引き渡しまで学校（幼稚園）内で児童（園児）を待機させます。

但し、津波警報・大津波警報が発表された場合は、長保寺方面に避難し、児童（園児）を管理します。

(2) 児童が登校後（概ね午前8時30分以降、園児は概ね午前9時以降）気象警報等が発表された場合は、学校（園）職員管理下で待機させ、原則として、給食を実施した後、保護者によるお迎えをお願いします。お迎えの時間等は、連絡メール「すぐーる」にて連絡します。保護者以外の方のお迎えの場合は、事前に学校まで連絡をいただきますようお願いいたします。

(3) 警報は発表されていないが特定地区又は地区内の一部の児童（園児）の下校が困難と判断された場合は、その地区の児童（園児）又は一部児童（園児）を学校（園）職員管理下で待機させ、保護者に連絡します。お迎えをお願いします。

5 台風の接近等により、警報が発表される可能性が高いと予想される場合

台風の接近等により、警報が発表される可能性が高いと予想される場合、前日の午前10時に給食を中止するかどうかの判断を行い、「給食中止」の場合、連絡メール「すぐーる」にて連絡します。

6 その他

保護者及び地区の方で、児童（園児）の登下校（降園）に危険な状況箇所を発見した場合は、直ちに学校に連絡してください。学校は速やかに状況把握し、状況に応じて児童（園児）の登下校（降園）について、上記の規準に従い判断、連絡します。